

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を公募します。

令和8年8月20日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 R 8 沖縄建設産業グローバル化支援業務委託
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務内容
本業務は、沖縄県の建設産業における外国人材受入について、潜在的な課題等を把握して推進方策を検討することを目的に、県内建設産業の企業等ヒアリングや労働者調査等を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (5) 契約限度額 3,025,000 円以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「企画提案書」という。)の提出求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、若手担当者の育成を目的として、若手業務管理責任者を補助する業務管理補助担当者を配置することができる。

2 参加資格

参加表明書及び企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 日本国内に事業所を有する者。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ①一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (iv) 会社法第 34 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ク 当該業務の見積額が契約限度額以下であること。
- (2) 実績及び業務管理責任者等の要件
- ア 企業に関する要件
- (ア) 2 (2) イに挙げる基準を満たす業務管理責任者を当該委託業務に配置できること。
- (イ) 同種又は類似業務の実績
- 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。
- a 同種業務：沖縄県における企業の外国人材受入に関して調査・分析を行い、これに基づく課題の整理、課題解決策の検討を行う業務
 - b 類似業務：建設業等の産業に関する調査・分析を行い、これに基づく課題の整理、課題解決策の検討を行う業務
- イ 配置予定担当者等の業務実績に関する要件
- (ア) 業務管理責任者
- 業務管理責任者(契約の履行に関して業務の管理及び統括等を行う者)は、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を 1 件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は業務管理責任者及び担当者とする。
- a 同種業務：2 (2) アの業務に同じ
 - b 類似業務：2 (2) アの業務に同じ
- なお、予定業務管理責任者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。
- 出産・育児等とは、次のとおり。
- ・産前産後休業(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業)。
 - ・育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 2 条第 1 号に規定する休業)及び介護休業(同条第 2 号に規定する休業)をいう。
- (3) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、2 (1) ア～カまでを満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、2 (2) の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者ではないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

3 受注者の特定に関する事項

- (1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値=企画評価点

イ 企画評価点の算出方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、企画評価点を与える。

(ア) 配置予定担当者等の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する企画提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は企画提案書を提出したものの全員に通知する。

4 各種手続き等

(1) 参加説明書、仕様書等の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和8年8月20日(木)から

イ 交付方法 以下よりからダウンロードして下さい。

【沖縄県ホームページ】

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025068/1041155.html>

ウ 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号11階

沖縄県土木建築部土木総務課 企画班

電話番号 098-866-2384

(2) 参加表明書及び企画提案書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書、企画提案書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書、企画提案書等の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 令和8年8月20日(木)から令和8年9月2日(水)まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時

(ウ) 提出方法等持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数 1部

(オ) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号11階

沖縄県土木建築部土木総務課 企画班 電話番号 098-866-2384

イ 企画提案書のヒアリング

(ア) 期 間 令和8年9月14日(月) (予定)

(イ) 場 所 沖縄県庁11階第5会議室 (予定)

(ウ) その他 ヒアリングの日時は、参加表明書及び企画提案書の提出後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定管理技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大3名以内とする。

ウ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

オ 企画提案書の作成方法

企画提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

(イ) 特定テーマ

参加説明書1業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障

はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

カ 企画書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

キ 企画提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、企画提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、企画提案書を提出した者には、3(2)により通知する。

ア 日 時：令和8年9月15日(火) (予定)

5 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

6 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

7 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書又は企画提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

8 配置予定担当者の確認

参加表明書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

9 支払条件

前金払	なし
部分払	なし

10 非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て) 企画提案書の

特定通知を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非特定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所：公告文4(1)ウの場所。

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 回答説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

11 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状

況により必要に応じ協議して定めるものとする。

12 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において 関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び企画提案書は公開しない。
- (5) 提出期限以降の参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 問い合わせ先一覧
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号11階
沖縄県土木建築部土木総務課 企画班
電話番号 098-866-2384
- (8) 詳細は参加説明書による。